

## 第2分科会

# 被災者の生活支援

—住宅再建支援—

---

コーディネーター	NHK解説委員	山崎登	86
パネラー	鳥取県知事	片山善博	88
	日野町下榎地区自治会長	小谷三郎	86
	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(防災総括担当)	中北哲雄	93
	公的援助法実現ネットワーク 被災者支援センター事務局長	中島絢子	97
	溝口町中央公民館職員	西本ミネ	95
	鳥取県建築士事務所協会理事	山下卓治	87

## 第2分科会

# 被災者の生活支援

—住宅再建支援—



NHK解説委員

山崎 登

この分科会は被災者の生活支援、住宅再建をどう支援していくかという問題について話し合っていく。被災者の住宅支援をどうするかという問題については、10年前の雲仙普賢岳の災害のときにも議論があった。6年前の阪神大震災のときにも議論があって、大きな災害があるたびに議論がでて、結論が先送りされてきた。そんな中で去年は大きな動きが3つあった。1つは、鳥取県が独自の支援策を打ち出したことである。もう1つは、国が被災者の住宅問題をどう支援していくかという検討会をつくって報告書をまとめたこと。そして3つ目は、超党派の国会議員が独自の法案をつくったことである。中でも鳥取県の支援策は大きな話題を呼んだ。

早速、皆さんにお話を伺っていきたくと思うが、最初は日野町の小谷さんから、地震のときの被害の様子、住宅の被害を中心に話を伺いたいと思う。



日野町下榎地区  
自治会長

小谷 三郎

最初に、下榎地区の被害状況ですが、こ

のたびの災害、日野町では黒坂の町、下黒坂、下榎、この3つが一番大きい被害を受けたということになっている。町に行って罹災証明をとった段階で数字を見ると、下榎は117戸のうち全壊が18ということで15.4%、半壊が74で63.2%、一部損壊が25で21.4%という数字が出ている。黒坂の町をちょっと参考にしてみると、町では全壊が34%程度、半壊が同じく34%、一部損壊が31%というようなことで、大体等分されておるようである。また、下黒坂を見ると、全壊が26%、半壊が56%、一部損壊が16%というような数字であって、下榎の特徴というのは、半壊が多かった。これは建ってから間がないという状況であって、築十五、六年というような家が多かったために、こういう数字が出たのではなかろうかと思っている。どの家もかわら屋根であるので、ほとんどの棟がわらがやられた。トタン屋根の方は屋根被害はなかったという状況である。

そこで、私が一番先に心配したのは、比較的新しい家がまだ現在もローンの償還中である。これが今回の被害でまた借り入れるというようなことになると、二重の返済になる。これが一番心配だなと思っておったわけである。テレビ局の取材があって、知事さんと対談することになっているが、何か、今一番してほしいことをお願いしてみたらどうかということがあって、私どもとしては、まず恐らく難しいであろうけども、国や県が何とか支援をしてほしいなあということを知事さんをお願いした。端的に申し上げると、金が欲しいということである。2番目に、神戸のボランティアの方から聞いていたけども、恐らく一気に修復工事にかかるということになれば、とても地元業者ではどうにもならないんだと。神戸では悪徳業者が入り込んで大変な被害に遭ったというようなことを聞いていたので、

知事さんにぜひ地元業者で安心してお願いできる業者をあっせんしてほしいというように、テレビ対談でお願いしたところである。若くて聡明、切れる知事さんということをお聞きしている。早速決断していただいて、種々の支援策を早々に打ち出していただいて、将来に希望が持てたということで、本当にありがたく思っている次第である。ぜひこの席をおかりして、改めて感謝を申し上げたい。

### ○山 崎

それでは続いて、建築士事務所協会の山下さん。山下さんはすぐ現地に入って、住宅の被害を調査されたということなので、建築のご専門の立場から、住宅の被害が客観的にどんなものであったのかというあたりを中心にお話しいただけますか。



鳥取県建築士事務所協会 理事

山下 卓治

今回のこういう機会を与えていただいて、私たち建築関係者、ふだんは日常の業務に追われている人間たちが、こういう災害の中で活動するという初めての機会であった。私たちは実際、応急判定士になっても、他県の応援に行く、ボランティアに行くんだというような思いから資格を取って、協力をしなきゃいけないというような思いがあったのであるけども、我が県でこういう実態をやろうというふうな思いはなかった。今回、私も米子にたまたま、今日のこの会場にいたわけであるが、震度5強という米子市の揺れであった。強い地震を初めて体感して、大変なことだということ、自分の体を通して感じたわけだけど、その中で、

境港、それから米子市、西伯、日野と、私は4カ所の地域を回らせていただいて、被害を目にすることがあった。

今回の被害は、境港、米子市で顕著にある液状化という問題、この問題はなかなか上を見ているだけではわかりにくいわけであるが、床部分あるいは敷地部分が大きくうねっているわけであるから、土間の被害とか、もちろん道路、河川、みんな一緒であるが、大きな新しい時代にできた沖積層の揺れというものが、山間部の揺れとはまた違った形で出てきている。そのために境港の震度6という大きな揺れが起こったのも、沖積層の動きの大きさを揺れが大きかったんだろうというふうに理解されるわけだが、調査に回りながら一番思うことなのだけれども、やはり今回、建物は非常に強固であったというのが第一の実感であろうかと思う。もちろん不幸にして倒れたものもあるわけだけれども、私たちの地域では積雪もあり、あるいは従来から持つ伝統の木造軸組み工法というもので家がつくられている。たまたま幸か不幸か30年前以前のものは、筋交い構造でないものだから、木舞を組んで土壁でやっている。そういったものでもすべてのものが壊れるわけではないが、その中でも壁量の少なかったものが不幸に遭っているということである。それとあわせて、老朽化の中で少し木材自身が風化しているもの、そういったものが折れるとかということによって壊れている。

実際今回、かわらの被害が非常に多いように皆さんには受けられているのだが、かわら自身はこの地域でも大切な屋根材であるし、断熱という問題では非常に効果の高いものであるので、このものを余り悪く言うことはいけないのだが、たまたまかわらがずれたものが多かった。それは何なのかなというふうに自分なりに思うのには、建物が強固であった分だけ屋根から振り落と

してしまったというような考え方をする方がわかりやすいかと思う。

それから、今回棟がわらあたりの動き、そういうものを見ても、顕著に揺れた方向があらわれていて、その地域に入って棟がわらの動いているものと動いてないものを見ると、大体同じ向きに棟が向かっているものは壊れているし、反対向きの90度曲がった方向だと壊れてない。この方向に揺れたんであろうということが想像できるようである。

もう一度、今度は安倍彦名の液状化の部分で、先ほど境港の液状化もお話したが、この中で一番ひどい家が公園の近所にあった。外から見ると非常に立派な家で、さほど傷ついたようには見えない。ただ、土間のあたりがやはり相当うねっていたのだが、中に入るともう傾きがひどいものだから、1分くらい中で歩いているともうミステリーボックスに入ったような感じで、頭がぐるぐる回り出す。そちらの方とお話をしてみると、歩くとえらくなるということで、ああ大変なんだな、目に見えないって言いつつもこういうところに大きな被害が起きている。やはり100分の5近く傾くというと、住宅の天井が2メートル40くらいあるわけだから、天井までの間で12センチくらい傾いているわけである。だから相当な傾きが起こっているわけである。そういう意味では人間のバランスも狂ってしまう。だから建物が人を守るものでなければいけないのに、そういうことが起こるということを現実に見させていただいた。なかなかこれもまた時間の関係で後でお話しするが、修繕、直しという問題は大変だろう。それと余震に対してやはり不安をお持ちで、これ以上沈んだら家が本当に沈み込んでしまうんじゃないかというような感じでお話しをいただいた。

それから、先ほどかわらの話と一緒に雑

多な話になっているが、中山間部は建物の被害、軸組み工法が頑丈でかわらを振り落としたということをお話ししたわけだが、実際には敷地が壊れておる。液状化もそうなのだけでも、中山間部の造成地、がけ積み、そういうものが非常に多くあって、7日、被災の応急判定に行かせていただいたのだが、8日は雨降りであった。7日見た状態の中で、相当地割れがし、石積みが腹を出してというか、膨れているような格好になる。8日には雨が降っている。なかなか皆さんの不安も大変だったんじゃないか。顕著にあらわれている中山間地と平地の流れでは、そういう液状化と石積みの崩壊という形、それから、中山間地では敷地の高低差があるがために基礎を石積みでやっているというものもあって、そういう形での崩壊があったように思っている。その他のことはまた後で発表させていただく。

## ○山 崎

鳥取県の片山知事に伺いたいが、知事は地震の後、すぐに現地へ入って、早い段階から住宅支援について考えをお持ちだったというふうに聞いてるけれども、その辺の経緯、それから県の支援策などについてお話しいただきたい。



鳥取県知事

片山 善博

今ご紹介いただいたように10月6日に地震があって、私は10月7日から毎日ヘリコプターで、県庁から被災地まで大体100キロくらいあるものだから、ヘリコプターで毎日往復をしたのだが、現場に行っても印象に残ったのは、住宅の被害が大変大き

いということである。もちろんそれ以外に、例えば大きな岩が落ちて道路がふさがれているとか、がけ崩れが随所にあるとか、それから港湾が液状化でずたずたになっているとか、いろんなことがあるのだけれども、特に中山間地の過疎化が進行している地域の住宅被害が非常に大きい、これが今回の地震の特徴の一つである。

私も現地に行って、その被災者の皆さんと話をする機会が幾たびとなくあったのだが、中山間地の高齢化率の高いところなものだから、勢い被害を受けた方も高齢者が多いわけで、その高齢者であるおじいちゃん、おばあちゃんと話をしていると、どうしても住宅に対する不安というものが大きくなるわけである。これはもう日に日に不安というのは募ってくるわけである。最初のころは助かっただけでもまあよかったと言ってお互い安否を気づかって喜んでいる、そういう光景が多いのだが、何日かたってきて、それなりにみずからの生活の再建に向けて意欲が出てくると、逆に今度は意欲が強くなった分だけ不安も増大してくるわけである。これからまた再建しなきゃいけない。自分も立ち直らなきゃいけないけども、この住宅ではどうにもならない。しかも高齢者のことであるから、資力ももとよりない人が多いわけだし、ともすれば気力も衰えてしまうわけである。ローンを借りようにも今さらローンは貸してくれない、そういう境遇にある方が多いわけで、だんだん私も話を聞いていると、もう目の前でおばあちゃんたちが泣き出してしまふ。それはもっともだろうと思うのである。私があるとき考えたのは、もし自分がこの目の前にいる被災者の皆さんと全く同じ境遇であったならば、例えば年齢も70代になっていて、しかも気力も資力も衰える、そういう境遇に自分があって、そこで同じような被害を受けたときに自分だったらどう考え

るだろうかと、こう想像してみると、多分途方に暮れるだろうなと思う。まあ、今私はまだ元気で40代であるから、今からならまた再建することも可能であるけれども、きっと70代の半ばを過ぎたらもうそういう気力もなくなってしまうだろうし、そうするとどうなるだろうかと思うと、目の前のおばあちゃんも言っておられたけど、もう都会に出ている子供のところに身を寄せざるを得ない。子供も幸い来てくれと言う。だけどみんなと一緒にここでこれからも生活をしたいしという、そういう迷いと不安とが本当に募ってくるわけである。

このままほうっておくと、1つは不安がどんどんどんどん広がって、個人個人の不安も大きくなるし、それがもう輪のように広がって、いろんな二次災害につながる可能性もある。もう一つは、多分そそくさと引き払うことを考える人が多くなるだろうと、都会の方に出ていく算段をする。そういう流れがきっと起きるだろう。そうすると、そうでなくても高齢化して過疎化が進行している集落であるから、1人欠け、2人欠け、3人欠けると、残った人たちも随分ダメージを受けるわけで、そうなるともう地域が崩壊していくという一つの流れができてしまうだろう、こういう想像というか、推測をしたわけであって、そうすると今回、この被災地をちゃんと復興させようと思うと、やっぱり住宅の問題を抜きにしては考えられないんじゃないかという一つの結論に達したわけである。

震災を含めた自然災害の復旧にどういう手だてがあるのか。政府を中心にした公共部門でどういう手だてがあるのかというと、我が国の復興、復旧事業では、公共施設には非常に手厚い制度がある。例えば道路を直す、橋をかけ直す、がけ崩れをとめる、農地の災害を復旧する。こういうものについては実に手厚い制度がある。だから、我々

の県でも道路とか橋とか河川とかがけとか港湾とか、そういうところはこれは国から補助金をもらって、ちゃんと適切な手順を踏めばいずれ回復できる。しかし、住宅復旧については、個人の住宅の復興については、これはほとんど見るべき制度がない。住宅金融公庫の低利融資ぐらいで、これは借りられた人に対して低利融資であって、そもそも借りる資力も気力もない人には何もない。皆無であると言っても過言ではないわけである。そうするとどういふ現象が起きるかという、我々は一生懸命災害復興をするから、道路は直る、河川もちゃんと整備される、橋もかけ直すことができる、がけ崩れをとめる。しかし、さっき言ったように、住宅を失った人たち、壊れた人たちというのはどっかへ行ってしまって、主人公である住民の皆さんがいなくなってしまうという、笑い話のようなことも生じてしまう。何のために復興しているのかわからなくなってしまう。そういう結果になる可能性が強いわけである。どうしてもやっぱり住宅に対する支援というのは、今回の鳥取県西部地震の復興を考えた場合には必要であった。これは若い人たちが大勢おられるところで住宅が失われたというのと若干事情が違ったかもしれない。しかし、現実には高齢者の方が多い、そういうところの災害だったものだから、やはり今回の場合には住宅復興に手を差し伸べないと、本当の意味の復興はできないだろうと、こう思った。

ただ、いろんな障害があって、1つは、従来から個人の資産形成に公的資金は投入すべきでないという、こういうルールがあるわけであって、これは財政のルールとしては一理あると思う。ただし、今回の地震のときにその財政のルールを適用してルールは守っても、恐らく地域は守れないだろうということは明白であったので、このルー

ルというものはやっぱりそんなに金科玉条にしない方がいいだろうと思った。ただ、政府の方は、そのころ非常にネガティブであって、相談したわけじゃないが、打診というか、政府の考え方なんかも聞いたけども、そういうことはすべきでないし、できないということであった。しかし、してはいけないという実定法上の法律があるのかといえば、これはないわけである。何法の何条に基づいて、公的資金を個人の住宅に投入してはいけないということは何にも書いてない。きのうもちよつと申したが、憲法違反だっていう方もおられたのである。私もそう伺ったものだから、憲法違反といつても、私も憲法はかつて勉強したことあるけど、憲法の何条に違反しているのかと、こう聞いたら別に答えがないわけで、何となくみんなムードでできないんだということが蔓延していた。一種のみんなマインドコントロールにかかっていたんじゃないかと思う。それは財政上できないというのはあるかもしれない。確かに被害がものすごく大きくて、財政上何ともできないという、そういう意味でのできないというのはあるかもしれないけど、法律上できないということはどうもなさそうだとわかったものだから、それじゃあやろうということで腹を決めて、早いうちからもう案をつくって、震災の後11日目に発表した。その前に政府に私も一応の理解を求めに東京に行ったのだけれども、役所の方は総じて冷やかであった。あつたけれども、私の方は現場の要請で、財政のルールよりは現場の必要性ということで腹を固めたので、17日に発表したわけである。

特に私は今回、震災対策をやっていて、先ほど言ったように不安というのはずごく大きいわけである。不安にはメンタルケアとかいろんなこともやったのだけれども、住宅の問題なんかは幾らメンタルケアやって

もこれは根本的に片づかないわけで、やっぱり基本的に何か早くめどをつけるという、そういうことが必要だろうと思って、そんなに詰めないまま実は発表したのである。最初市町村からはかなりブーイングがあった。相談もほとんどしてなかったものだし、それから市町村の方で現場で本当に対応できるだろうかと、例えば被害の認定などができるだろうかという不安も市町村にあったし、財政がついていくだろうかという不安もあった、もちろん県にも不安はあったけれども。まあしかしそっちの不安よりは被災者の皆さんの心の不安というものを早く落ちつかせるということが大事だろうと思って、早目にやったわけである。

お金は心配であった。補助金もないし、政府は冷ややかであるから多分支援も期待できないだろうし。そんな不安はあったが、私にとって1つの心の支えになったのは、実は去年の4月に当県でそれまで計画をされてきていた一つのダムを中止したことであった。これは総額で240億円ぐらいのダム事業であるけれども。従来必要だからやるということで前の知事のとときに計画があったのだけれども、よくよく調べてみると、必ずしもダムをつくらなくてもいい、それは河川改修で済む。そうすると240億円もかけなくても30億円ぐらいで済んでしまう。そういうことが判明したものだから、そのダムはやめようということにした。したがって、その240億円のダムをやめるということになる、県の費用でいうと、100億円ぐらいの節約になるわけで、それぐらいはそういう意味では去年の春にリザーブしておいたことになるので、今回の住宅再建支援にある程度使っても罰は当たらないだろうと、こう思ったわけである。

もう一つは、仮設住宅というものがあって、神戸のときも随分仮設住宅が建てられたのである。今回もこれだけ大きな被害が

鳥取県でもあったのだから仮設住宅は相当つくらなきゃいけないだろうなと思って覚悟していた。しかし、結果的には28戸しかつくらなくてよかったのである。それはなぜかという、やっぱり地域の連帯感が強いということが一つあったんだと思うが、どこかで当座仮にしのぐ場所があったわけで、仮設住宅はそんなに要らなかった。仮設住宅を1つつくると大体400万円かかる。300万円なのだが、土地のリース代とか、あとの解体費用だとか入れると大体1戸平均400万円ぐらいかかる。仮設住宅に400万円投じる。それは将来壊す。いずれ2年ぐらいたったら壊すものに400万円はどんどん使えるのである。今の制度だとね。それを使うぐらいならば、今回の我々の被災地では仮設住宅の要請っていうのはほとんどなかったものだから、それだったら仮設住宅に使ったであろう、使ったかもしれないその財政資金というものを、仮に個人の資産形成に結果的につながるとしても、公的支援に使っても、これも罰が当たらないんじゃないかという気がしたわけである。

仮設住宅の制度というのは、これも後でまた私、政府の方に改善を言わないといけないと思うのだけれど、どうも硬直的で非常に現実離れしている面がある。例えば、仮設住宅を家が壊れた人の敷地に建ててあげるのはいかがでしょうか。私は非常にいいと思う。その人の敷地に建ててあげて、自分で管理してくれるのだから良いと思うのだが、今の制度ではできない。行政がどこか別のところにきちっとした土地を用意して、そこに建てることでないと仮設住宅は建てられない。せっかくそこに自分の土地があって、どうか建ててくれと、土地代も何も要らないと言ってもだめなのだ。それからもう一つは、絶対壊さなきゃいけない。建ててあげて、もう好きにしてい。壊してもいい

し、ずうっと使ってもいいよというのが私は合理的だ、と思うのだけれども、必ず仮設住宅というのは壊さなきゃいけない。何ともったいないなという気がするのである。壊すものにどんどん金を投ずるといのは何か変だなあと思ってただけども、幸い仮設住宅の要請が極めて少なかったので、その分を住宅再建支援の方に回すということもできたと、こう思っている。いろいろあるが、とりあえず。

#### ○山 崎

皆さんのお手元に資料があるが、その中に鳥取県の支援策が具体的に書いてある。事務局の方から説明していただく。

#### ○司 会

先ほどご案内した3枚紙。米子震災フォーラムの資料をごらんいただきたい。

1ページ目はパネラーの紹介なので飛ばして、2ページ目、鳥取県西部地震に係る住宅関連現地対応であるが、これは住宅復興補助だけに限らず、そのほかにも住宅をめぐって今回の地震で行った支援策を書いてある。1番目は住宅相談窓口ということで、これはパネラーの西本さん、相談窓口ということで携わっていたが、いろんな被災者の方々の相談を受ける窓口を設けたというものである。2番目の応急被災度判定、これもパネラーの山下さんの方が活躍され、地震直後から現地に入って、建物の被害度を調査したものである。3番目は、石垣、擁壁についても同様に被害度調査している。そういうことを活動として行ったということの紹介である。

右側のページ、3ページ目であるが、被災者向け住宅関係施策についてということである。これがまさに住宅再建支援の制度であるが、一番上に書いてある住宅復興補助、これは県、被災市町村の方で、被災し

た住宅の復興に補助を行うというものである。大きく書いてあるが、1に建設ということで、新しい住宅を建てかえる場合、300万円の助成を行う。2番目の補修は、屋根がわらが落ちていたりとか、ちょっとした壁の補修をするといった場合には、150万円の助成を行うというものである。その下に液状化ということと石垣関連というものがあるが、これは今回の鳥取での地震の特殊性を踏まえて、上にある建設、補修のほかに別枠でこれだけの補助を行うという制度を行っているものである。その下に住宅金融公庫融資への利子補給など、そのほかの施策も書いている。

1枚めくっていただいて、4ページ目であるが、この施策の実績見込みである。12年度もまだ2月、3月とあるので、全体がまだ見込みという状態で、住宅復興補助については、新しく建て直すという住宅建設で、12年度中は50戸、来年度以降350戸程度出るのではなかろうかということ、これは各被災市町村に問い合わせたものからの推計で見込んでいる。補修については同様に、全体で1万700戸ぐらい出てくるのではないかということ、現段階で推計したものである。

それから、5ページ目、6ページ目、これは続きで、1月16日付の読売新聞の方に住宅再建をめぐりいろいろな議論の紹介があったので、掲げさせていただいた。溝口町の話とか、国の国土庁の話、それから阪神・淡路での神戸での話などが載っていたので、ご時間があればご参考までに目を通していただくとありがたい。

#### ○山 崎

それでは続いて、内閣府の中北参事官からご発言をいただきたいと思うが、国の住宅支援の制度や考え方、これまでの流れなどについてもお話しいただければと思う。





内閣府政策統括官  
(防災担当)付  
参事官(防災総括担当)

### 中北 哲雄

住宅の再建の問題について、いわば国の窓口役のような仕事をしている。この問題は、いろいろ議論があるところであって、きちんとした統一見解があるわけではないが、きょう私の個人的見解を交えて申し上げたいと思う。

住宅再建の問題は、以前から大変いろいろ議論があるところである。例えば雲仙普賢岳のとき、約10年前。それからもう一つは、その2年後の北海道南西沖地震。いずれも住宅の全壊戸数が600戸とか700戸とか、そういう非常に大きな災害であった。あのときにもいろいろ議論もあり、ただあのときに唯一そういう意味で幸いであったのは、義援金がたくさん集まったということだと思う。たくさん集まったというのは、それぞれ二百数十億円程度の義援金があり全壊した戸数が600戸、700戸というオーダーであると、計算の仕方にもよるけども、1人当たり1,000万円ぐらいのお金が、そういう義援金の中から、直接住宅の費用あるいはそれ以外の生活の再建の費用なんかも込み込みで渡ったということである。そういう意味でそれが一番強烈な形で出たのが阪神・淡路大震災であった。義援金は今申し上げた雲仙や北海道南西沖のときよりも総額としてはもちろんたくさん集まった、あれだけの規模であったから。ただ、被災された住宅が、全壊が約10万戸、半壊15万戸。そうすると、当然お一人お一人に渡るお金というのはぐっと小さくなってしまふ。そういうところから住宅の再建が非常に大きな問題としてクローズアップされてきた。

住宅の再建、もっと端的に言えば、持ち

家としての住宅の再建にどういう形でもっていろいろな各方面の支援をすべきか。また、国というものがどういう形で支援をすべきかという議論だ。住宅というか、もっとわかりやすく持ち家と申し上げた方がいいかもしれないが、持ち家が非常に大きく壊れる、あるいは住めなくなる。そのことの大変さというのはいうまでもない。結局難しいのは、先ほど知事さんのお話の中にもあったが、持ち家が個人資産としての性格が基本であるということである。わかりきったことを申し上げるかもしれないが、例えば今でも災害の関係の持ち家の再建に限らずとも、住宅については国民の税金が、公共施設を別にすれば、個人の資産性を持つものの中で最も大きく税金を投入していることは事実だと思う。それは住宅というものが基本的に個人財産だけれども、そういう住生活が安定しなければ社会は安定しない。そのことの一つの形が、大きな災害が発生して、それからの復興をするときには、皆さんの住宅がうまく再建できないことには地域の復興がうまくいかないということと同義だと思う。そういう関係にあるから、住宅については、住宅ローンに関連してかなりの税金とか、それから先ほど住宅金融公庫というお話があったが、いろいろなお金が投入されている。

それからもう一つは、いわゆる都会と、それから今回、特に鳥取県で被害を受けたような地域と違うのかもしれないが、貸し家というものである。端的に言えば公営住宅とか、そういう貸し家の方の税金投入もかなりある。ただ、そういうことを前提にしても、その持ち家という個人資産にずばり直接的に税金を投入するというところに、やっぱり議論はある。例えば、貸し家にお住まいの方、私、今はこういうポストについておるものだから、私のところへいろいろ議論を吹っかけに来る方もいて、自分は

貸し家志向だけでも、住宅再建という問題についてどう思うかと。なかなか答えづらいところがある。鳥取の今回の地域では、貸し家にお住まいの方は少なかったかもしれないが、都会では割合が高い。そうすると、住宅、特に持ち家というふうに思ったときに、そこはやはりいろいろな意見がある。

阪神・淡路の後、平成10年の5月に被災者生活再建支援法というものができて、それは住宅の再建費用ではなくて、住宅がつぶれた方に対して、当座の生活として必要なものをいろいろお金で手当てをしていただくということを目的に最高100万円のお金を支給しようという制度であるわけだが、そういう制度が平成10年の5月に法律としてできて、そのときに今議論になっている住宅の再建の問題についても、もう一回きちんと議論をしなければいけないということで、その法律の附則に、「自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする」と規定された。それを受けて旧国土庁に被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会というものを設けた。私はその事務局をやっていたわけですが、約2年近く、17回の検討委員会を開いた。構成メンバーは学識経験者の方々である。大学のそういう地震の関係の先生、建築の先生とか、それからまさに一般の市民の立場に立つ方など10人の先生方で、昨年12月4日に報告書をいただいている。

その中には、こういう記述もある。「住宅は単体としては個人資産ではあるが、阪神・淡路大震災のように大量な住宅が広域にわたって倒壊した場合には、地域社会の復興と深く結びついているため、地域にとってはある種の公共性を有しているものと考

えられる。」ちょっと脱線するようだが、その委員会というのは、持ち家の再建だけに絞ったものではなくて、被災後、恒久的な住居をいかに早く確保するかということが最終目標であると。恒久的な住居というのは、持ち家が恒久的住居の代表格であろうと思う。ただ貸し家とかそれから公営住宅とか、そういういろいろな住まい形態が特に今いろいろあるから、そこで長く住み続けられるような住宅の確保にいかに早く到達するかということが、いわばゴールである。ただ実際大きな被害が発生すると、最初は例えば避難所というものが設けられたりする。それからその次の段階では仮設住宅というものが設けられたりする。最終的に恒久的な住居の確保という段階に至る。それを一つ一つ踏んでいく必要は全然ないわけであって、最初から恒久的な住居の確保ができるのにこしたことはない。いわば避難所とか仮設住宅の段階は、仮にあってもできるだけ早く通過して、最終ゴールに到達するのが本来である。そういう全体像にわたって、避難所の段階ではこんな工夫をした方がいいとか、仮設住宅の段階ではこんな工夫をした方がいいとか、そして恒久的住居の確保の段階ではこんな工夫をした方がいいというようなことをいろいろ触れている。

その中で2点だけ紹介すると、1点は、恒久的住居の確保の関係であるが、今、国会議員の皆様とかあるいは兵庫県に代表されるような公共団体からも提案がある。全部の住宅所有者の方に加入を義務づけて、毎年数千円ずつのお金を全住宅所有者、日本でたしか住宅が約5,000万戸ぐらいはあるはずだから、その所有者の方々からお金を集め、かつ実際被害が発生して住宅の所有者の方にお金を渡すときには、国も半分お金を出すというような考え方である。国土庁の報告書の中でも、全住宅所有者に加

入を義務付ける住宅再建のための相互支援制度の創設についての提案があった。ただ、この点については、委員の中でも、そういう制度が本当に国民のコンセンサスが得られるのか、制度が長い期間維持できるのかとかいろいろ話はあった。この提案については今後検討する必要があるというふうに報告書の中では出ている。それが1点である。

それから報告書の中のもう1点は、やはり平時からきちんと備えておくことが大切だということから、住宅の耐震化をとにかく精いっぱい進めるということ。そして地震保険をもう少し使い勝手よくして、ちゃんと自分で備えておくようにする必要がある。そういうことがいわば2点目。その他にもいろいろ指摘があるが、そういうようなものを含めた形でもって報告書が出ている。

私どもとしては、報告書を受けて、今できるものについては実行に移したい。それからいろいろ検討を始めるものは検討したいというところで今作業を進めているところである。

## ○山 崎

溝口町の西本さんは、住宅の相談を受けられたということだが、住民からの相談にどんなものがあったのかというあたりからお話しいただけるであろうか。



溝口町中央公民館職員

西本 ミネ

まず、溝口町ですが、鳥取県の西部に位置し、県の3大河川、日野川が町の中央を流れている。大山の正面から、今日はちよっ

と大山が見えないのだけでも、なだらかな柵水高原を中心に、自然豊かな町である。

1月末現在、世帯数が1,515世帯、人口5,441人で、町の80%が森林という中山間地である。高齢化が急速に進み、高齢化率が30.4%となっている。澄んだ空気ときれいな水と緑、そんなのどかな町に、10月6日である。だれもが想像だにできなかった鳥取県西部地震、ちょうど秋の収穫期だった。皆さんお昼を済ませ、午後の作業のためゆっくりと体を休めていらしたところである。ものすごい揺れ、これはただごとではないという恐怖感に町じゅうが襲われた。

地震直後、役場庁舎では災害対策本部を駐車場に設置し、職員がそれぞれ配置についた。地震翌日の7日には、約800人の方が各地区の集会所に避難してこられた。家屋危険度判定の結果、立入禁止の方はもちろん、一人でいるのが不安、それから余震が怖くてみんなと一緒にいたいといった方々である。そして12日に、がんばろう溝口!! 総合支援センター住宅相談窓口が立ち上げられ、私はそこで窓口の配置についた。

窓口に来られた被災者の方は、そういった方と向かい合うわけなのだが、相談に来られた方は、心身ともに疲れ切って来られる方ばかりである。相談カルテというのをつくり、相談内容を事細かに書き取り、内容によってそれを担当者に回すといった方法で進めた。できるだけ相談者へ負担を軽くしたいと思った。高齢の方や体の不自由な方には、担当者が窓口に来て対応するようにした。

おばあちゃんが相談に来られたときである。目は充血、本当に疲れ切った姿で相談に来られるのだ。何と声をかけよう、何から聞こうと思って言葉を選ぶのに苦慮した。そのときに、とっさに出た言葉が「怖かったですねえ。どうしておられました」。ようやく話が前に進み出す。おばあちゃんの

おっしゃるには、まだ家の中は散乱したままで、片づける気力がない。それに障害のある子供がいる。頼りになるおじいさんは交通事故で肩を痛めて、夜になって、とってもこの家は持ちこたえられるだろうかという不安が募る。隣に寝ている障害の子を見て、今度大きい揺れが来たら、この子をどうして連れ出したらよいのだろうか、そんなことばかり考えて夜眠れないんだそうだ。おじいさんは「戦争ならいつ終わるかわからんが、地震はすぐに終わる」と言うが、朝がやってきて家族が無事でいられるだろうか。屋根の棟、傾いた床、直すのにはお金がかかる。年をとっているので体力もない。これまで苦勞して農業で支えてきた人生を淡々と話されるのだ。そして我慢をしていた涙を流される。何とかしてあげたい、何とかしてあげられないかなあと思いながら、今してあげられるのは、ボランティアの方へお願いして家での作業のお手伝いや食事のお手伝いぐらいしかできなかった。被災者の方に、現段階では再建支援策がないことを申しわけなく謝った。今、町長をはじめみんなが支援策を一生懸命検討している。もう少し待ちましょう。きっと何かの支援があるはずだ。今、大切なのは皆さんの体だ。決して無理をなさらないでください。今、本当に体を大事にしてください。そして一人で悩まないでください。困ったことがあったら何でもいいので言ってきてください。いつでも待っていますので話に出かけてきてください。精いっぱいに対応だった。

また、嫁がれた子供さんの相談である。心配で娘さんが実家に帰ってみると、両親が傾いた家の中、座の落ちた暗い部屋の隅っこに座っていらしたそうである。夕方だったのでお風呂をたいておられたそうである。お風呂の壁に大きな亀裂が入ったため、そこから煙が部屋じゅうに充満していたそう

である。家屋危険度判定は赤紙、立入禁止である。いつ家が倒れてくるかもしれない。すぐに連れて帰ろうとしたのだが、父親が、牛と一緒にここで暮らしたい。頑として動いてくれない。心配でたまらない。再建したいが高齢世帯では資金がない。解体もしたいが築200年、年寄りは何世代と受け継いだ家を壊すのは先祖に申しわけないと言うので、説得に時間がかかる。それに家族の集まる拠点がなくなってしまうのは悲しい。農業一筋で子供たちを立派に社会に送り出しておられる。子供たちにはそれぞれの家族があり、生活があるので迷惑はかけられない。生活の拠点はこの場所であり、ここでなければ生きていられないという強い考えである。過疎化の進み行く中山間地である。高齢化、独居世帯の方たちのほとんどがどこにも行きたくない、先祖が残してくれた田畑、お墓を守って暮らしたい。子供たち、家族にとってふるさとがなくなってしまうのはいけない。たとえ全壊であってもここに住む。ここで暮らしたいと言いつつも、年金生活では融資も受けられない。自分たちの葬式費用にと蓄えていたものを崩していくしかない。それでも再建費用には届かない。何とか支援はないものだろうか。生活していくための営農支援、住宅再建支援を問われても、答えられないのである。持って行き場のないうらさを感じた。

溝口町でも1月末に新居が完成した。忘れもしない。相談窓口の受付を始めて5日目、いきなり大きな声で「どうしてくれる。わしは死んでやる」、数々の思いを一言でおっしゃったのだろう。希望へつなげる言葉はない。とても悲痛と怒りに満ちた顔だった。自然災害というどうしようもない気持ちをぶつけられたのだろう。その方の新居が溝口町で1月末にできた復興再建第1号の住宅である。

10月14日に片山知事が訪問に来られるというので、住宅相談窓口の状況を報告しとのことだった。これまで相談を受けた被災者の思い、願い、どのように伝えたらいいのか、考えをまとめる時間もなく知事にお会いした。これまでの相談者に何一つ希望を与えてあげることができなかつたらしい思い、相談を受けてもただ同情だけで何も答えてあげられないのだ、助けてください。被災者の方の声を伝えなければと思っ  
ていても、焦りの気持ちがただ涙でしか訴えられなかった。それでも知事はすべてを理解してくださったご様子だった。「3日待ってください。3日、時間を下さい」、知事のお言葉だった。そのときの知事の方は、生涯私の脳裏に焼きついて忘れることはできない。

そして3日後、10月17日、住宅復興補助金制度が公表された。災害対策本部から回ってきた新聞のコピーに、同僚と何度も何度も新聞の活字を読みながら、相談者への資料にとマーカーで線を引いた。10月末で直接窓口に来られた方の相談を235件受けた。11月には災害復興対策室へとかわり、私はもとの職場に戻り、休んでいた事業の復帰へとかかった。

住宅相談はその後も復興室の方で続いている。雪解けの季節には、皆さんの明るい笑顔に会えることを願っている。(拍手)

## ○山 崎

神戸で被災者の支援の活動をしておられる中島さんは、今のお話のような思いがよくわかりだと思いが、この問題についてどんなふうに。



公的援助法実現  
ネットワーク被災者支援センター  
事務局長

中島 絢子

ずっとお聞きして、本当に私、鳥取の方がうらやましいというか、皆さんあったかいですねえ。それをすごく一番に思っている。とりわけ、震災から11日目で支援策を知事が発表された。このことの意義はとても大きいと思っている。早いということがみんなを落ちつかせる。途方に暮れているときに、少なくとも行政はこういうことをしてくれるんだ。そのことをわかる中で、自分はどうすればいいか、その判断がついていくからである。自治体というのが大きな意味を持っていることを、あの発表を新聞で知ったときに私たちはとても強く感じた。

それから、それ以上にその発表された内容というのが、私たちが阪神大震災の折に言われた、「天災にはだれの責任もない。政府にも責任ない。行政にも責任ない。だから被災者は自助努力するしかないのだ。」「住居は個人資産、特に持ち家は個人資産である。その個人資産の形成に支援を行うことはできない。この国は資本主義国であるから、自分で努力するしかないんだ。家を再建するのはかい性だ。自助努力するしかない。」私たちはそういうふうなことを聞かされた。具体的に全半壊世帯で阪神大震災の折にはおよそ43万世帯が途方に暮れた。でも、そこに私たちに投げかけられたのは、そういうことだったのである。

先ほど知事をご自分がそういう判断をされる前提に中部ダムの建設を中止した。そのことが非常に大きかったって、そういうこともお聞きした。私たちの場合は、巨大開発型公共事業をやればあとはついてくる

という発想が全く打ち破られなかったというか、そういう発想でもって被災者の、あるいは被災地の復興がなるんだ。そういう発想にあった。でもここは違う。そういうことでなくって、何が必要か、被災者は何を求めているか。この被災地にとって一番しなければならないことは何か。それは、そこに住み続けることである。その考えというのは、本当にこの国で初めて、そこに住み続けるためにどうすればいいのか自治体として答えを出した。それは住まいを再建することを支援することである。あるいは住まいの再建部分だけでなく、修理の部分に対しても補助をする。それだけではない、その家の建ってる場所の問題もあって、石垣や擁壁の補助もする。そういうことをされた。つまり、住まいというのには公共性がある。そのことをはっきりうたわれたことは、本当にこの国で、少なくとも近代的な政府ができてから初めての出来事ではないかと思う。そのくらいすごいことをここで始められたわけである。

私たちが方のことも言いたいと思う。私はきょう、これ黄色い服着ているけども、それからお手元に多分入り口のところでお配りしたと思う。こういう、これコウノトリ、兵庫県の県鳥がコウノトリなのけども、そこへふうっとコウノトリがため息ついているんで、私は不幸の鳥と呼んでいるが、つまり、復興の鳥にまで至るようになりたい。この震災が起こってから後に片山知事にお会いし、鳥取県の施策を私たちがどういうふうにとらえたかというのは、この中に書いてあるので、またごらんいただきたいと思うし、それから国土庁の被災者の住宅再建支援のあり方に対する検討委員会についての私たちの見解もここに報告してあるので、ごらんいただきたいと思う。私たちはこういうふうになんでも黄色なのけども、これは警告の色、黄色、イエロー

カード。つまり、この国には根本的な被災者に対する支援策がない。災害救助法は本質的に7日間、災害が起こったときに支援することが示されている。それ以外にないのである。私たちはそのことに直面したことで、災害に対する施策が無策であるということで、イエローカードを掲げて公的な支援を求めようということで運動した。そういう活動しないとどうにもならない状況があったわけである。

そのことの中で、阪神大震災の場合、やはり一番の問題は住宅災害であった。鳥取の場合は住み続けるところに一番のテーマを置いて、そのための施策をなしたが、阪神大震災の場合も被災者にとって最重要は住宅問題である。住宅の意味を、私すごく思う。こちらでは人命が損なわれなかった。阪神大震災の場合は6,433人亡くなった。そのうちの99%は家の中で亡くなった。88%の人は家がつぶれたり、大型の家具につぶされたり、圧死だった。だからほとんど、恐らく即死ないしは15分以内に亡くなっている。そう専門家の方も推測されているが、そういう災害だったのである。家が人の命を奪ったのである。

この阪神大震災の場合、特に神戸の場合には、いわゆるインナーシティ問題というのがある。旧市街地の路地で生活するというふうな暮らしの場所と、それから商売やらそれから小さな製造業があったり、そういうふうなのが混在するような下町がやられた災害だったわけである。だから、その奪われた命の中で高齢者の方が亡くなったのは53%だった。圧倒的に高齢者に打撃を与えた。それからそういう地域に住む、結局、社会的弱者と呼ばれる、障害者であったり、それから在日の外国人の方であったり、それから低所得層、特に生活保護世帯の方の亡くなった率というのは、一般の市民の亡くなった率の5倍だった。弱者を襲っ

たのである。弱者を中心にした被災者、それからまたそれだけでは実はないという問題も時間があつたら言いたいだけでも、災害は別にお金があるからないから、家が持ち家であるから、借家であるからということで被害を受けるわけではない。一斉に襲われるわけである。そういうふうに住宅によって命が奪われていく。住宅が命を守らなかったという、その問題と、住宅災害であるという問題を非常に強調しておきたいと思う。

それで、だからこそ私たちは公的支援を求める運動を出発させなければいけなかったわけである。この国は、先ほど無策であると言ったけども、本当に義援金頼みなのだ。島原のケースを先ほどおっしゃったが、島原の場合は本当に単純に計算したら1,000万円くらいの全壊世帯に対する支援というのが、義援金をベースに出てくるということが幸いにもあった。でも、私たちの阪神大震災の場合は、私たちにとって天文学的な数字である1,790億円くらいの義援金が寄せられ、これはとても尊いことだし、私たちは感謝しているのだが、実際のところ義援金頼みだったら、それを単純に計算しても30万円。実際に神戸の私たちの全壊世帯では10万円だった。10万円に見舞金が14万円、足して24万円、それしか支援が全くなかった。あとは災害救助法による避難所、仮設住宅の設置、そういうもの以外にはなかった。その後には災害復興公営住宅というものが幾分か建設されていくのだが、そういうことであった。

そのように義援金頼みでしかない。そういうところの問題、私たちはやむなく市民側から被災者の生活基盤を回復するための支援策、それを法制度化していただきたいということで国会前に座り込んだりして、具体的な市民＝議員立法案というものを提起して、国会に訴えてまいった。ようやく

できたものが被災者生活再建支援法である。でも、この被災者生活再建支援法というのは、私たちが一番眼目とした住まいの再建のための支援を中心に行っていたきたいという肝心の部分が外されてしまった。附則に移されてしまって、去年の12月報告書がようやく出されたというところにとどまっているのである。

だから、そういう状況の中で、この鳥取の問題に戻るが、鳥取県が支援策を打ち出された意味というのは、もうこれははかり知れない大きな意味を持っていると思う。自治体でこういうことができるのである。それを教えていただいた。私たちの場合は、当然自治体に対して求めた。ところが、自治体としてのお考えは開発型公共事業を推進していくこと。つまり、道路や橋の事業を推進していくことによって、被災者の生活復興もあるという発想だ。だから空港建設を被災地の復興のシンボルとして、目玉として発表された。もうそういう発想ではやっていけないのである。公共事業で震災特需というのが10年間続くと言われたのが、橋や道路の建設で1年ちょっとで終わったのだ。だから、神戸の町は本当に道路はきれいになった。歩道もきれいになった。美しい。その向こう側にいまだに更地がある。地元の神戸新聞がこの正月過ぎに発表した、ある地域をずっと5年間追いつけてアンケートをとっている地域があるが、500世帯のアンケートをとって、8割の人が預貯金を取り崩している。6割が収入減になっている。ローンの負担が大きくなって耐え切れないと言っているのが42%、そういうふうな状況である。神戸9区あるのだけでも、その主たる被災6区の人口は、震災前の86万人から81万人にまで今、まだ減少したまま。特にその中で、先ほど言った下町の最たる長田の地域、私たちの事務所があるところでは2割近い人口がいまだに戻っていない

のである。そういう問題もある。

結局、そういう地域の町を復興していく発想そのものも、再開発事業であるとか、区画整理事業であり、震災直後に、被災者がその場所におれない、散っていつてしまっている、どうしていいかわからない、途方に暮れている状況の中で、そういう決定がされていったのである。で、長田の地域はまさにその区画整理も再開発もかぶせられたその最たる地域であり、もう今の惨憺たる状況があるわけである。復興住宅ではいまだに孤独死が続発している。神戸市が発表した分だけでも79人の孤独死が出ている。復興住宅の場合は、高齢化率が35%ぐらいだと言われているのだけでも、そういう問題も発生している。この鳥取の場合、中山間地で過疎で高齢化でという、その震災前からのそういう問題があって、そのことにまさしくこたえられたのだけでも、そのこたえられて出されたその施策、そしてそれにとどまらず、恐らくその問題を抱えて、今後高齢化社会に向かう、日本全体がそうなっていくのだけでも、そういう中で打ち出されていく、鳥取県の施策というのは、私はとても期待できるのではないかと、そう思う。

私は本当に鳥取県からいろいろ学ばせていただくことが多いと思っている。

### ○山 崎

私も6年前の阪神大震災の時に直後に入って取材をしていて、とにかく揺れている30秒なり1分なりの間、死なない家をつくらなくちゃいけない。建物を強くしなくちゃいけないということを痛感しました。

知事の発言の中に、地域を守ることがあったが、小谷さん、県の支援策が出て、地域を離れた人はいないのか。その辺を教えてください。

### ○小 谷

私のところは、先ほど申し上げた全壊が少なかったということもあるけども、高齢者の方が案外少ないという地域である。独居老人が10戸ほどあるけども、そのうち4戸は当時入院していたということがあった。また、老人世帯が11世帯程度で、仮設住宅に2世帯入られ、あとは自分で何とかやれるという状況で、壊した家が現在のところはまだ5戸、あと4、5戸あるということは聞いているけども、そのうちの1世帯が土地を離れて生まれ故郷に帰られた。これは奥さんので、主人が亡くなられて、こちらには身内がいらないということで、故郷の鹿児島へ帰られた。そのかわりと申しますか、住宅を直すということで公的支援が出る。3軒ほど実は都会に出ておって、おやじさんがいたときには住んでたんですけども、年寄りが亡くなって今ちょっと空き家になっているという状況の方が、補修することになれば住所がないと対象にならないと、空き家ではだめだという条件がある。これがために都会から1世帯引き揚げてこられたんで、実質的には差し引きゼロという状況になったわけである。

1カ月もせんうちに県の案が出るということで、私どものところでは地区の集会を持って、県の支援策の話を聞いて、それで立ち上がったということで、支援策の該当する人はいわゆる半壊の方が多かったんで、被害が案外少なく、ほとんどが支援策の恩恵を受けることができたというふうに思っておるところである。

### ○山 崎

会場の皆さんからもご発言のご要望が届いているので、何人かの方にお問い合わせしたい。

### ○会場参加者（鳥取県内）

団地の被害の状況については、先ほど山下さんの方からもご紹介があった。10月6